



令和元年（お）第4号

申 入 書

2023年10月6日

東京高等検察庁 検事 山口 聡也 殿



請 求 人 織 原 城 二

主任弁護人 桑 村 竹 則

弁 護 人 関 哲 夫

弁 護 人 幣 原 廣

弁 護 人 名 取 桂

弁 護 人 高 橋 真 步

弁 護 人 鈴 木 大 輔

弁 護 人 岡 本 裕 明

弁 護 人 槇 桂

弁 護 人 戸 舘 圭 之

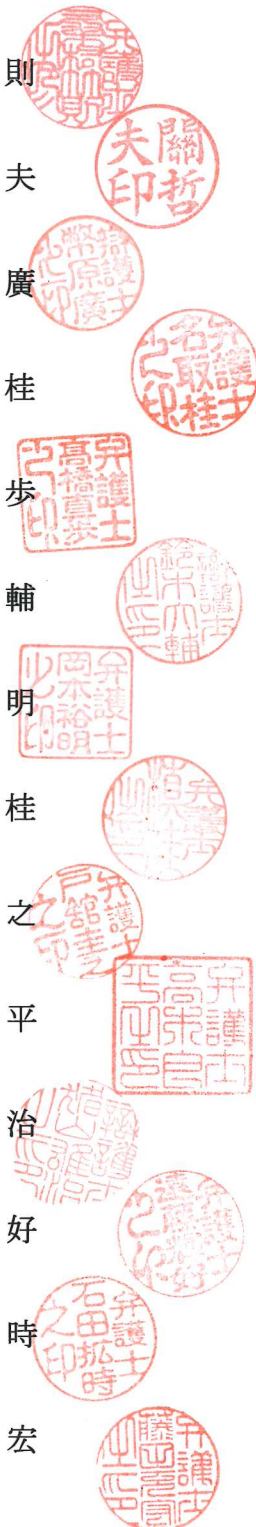
弁 護 人 高 木 良 平

弁 護 人 猪 山 雄 治

弁 護 人 遠 藤 輝 好

弁 護 人 石 田 拡 時

弁 護 人 藤 田 充 宏



「請求人宅より押収され、いまだに返還されていない貴金属について」

これまで請求人宅から押収された古代の勾玉、連番、ゾロ目新旧一万円札、五千円札、千円札（主に一万円札で１１１１１１１番、７７７７７７７番、８８８８８８８番、００００００１番などの番号のもの）数百枚の返還を求めてきましたがまだ返還されておりません。

以下の貴金属も返還されていないので合わせて早急に返還願います。

請求人が集めていた多数の高級時計（パティックフィリップ、ピアジェ、ローレックス）のコレクション

これらの時計のうち返還を受けたのは故障したパティックフィリップ製１点だけでありこれらの時計は押収品目録にも記載されておらず、その理由は押収品目録に記載されていない。事件当時請求人が運転していたスポーツカーメルセデス５００ＳＬと同様、事件関連のため、請求人が身に付けていた可能性があるものとして扱われたためだと思っていました。

ついでにはこれらの時計が置いてあった東京都港区赤坂所在元赤坂タワーズ６０１号室、６０２号室、秀和レジデンシャルホテル１０１２号室の押収搜索時の写真をすべて開示願います。

添付書類 平成２２年２月１５日 弁護士古本晴英 補足説明書

平成21年(あ)第114号

補足説明書

平成22年2月5日

最高検察庁 御中

ご担当 高橋勝検察官 殿

被告人 織 原 城 二

東京都新宿区左門町13-1 406

古本晴英法律事務所 〒160-0017

Tel03-5367-4603 Fax03-5367-4604

弁護士 古 本 晴 英



最高裁判所第一小法廷に係属中の標記事件につき、昨年11月17日付けで証拠開示請求をしている件につき、補足して説明いたします。

- 1 「1992年2月14日のスタンプが押してある六本木のディスコティック「レキシントンクイーン」のドリンク引換券」について

押収前は、田園調布の書斎または元赤坂タワーズ601号室のどちらかにありました。

- 2 「被告人宅元赤坂タワーズの別紙写真の外人ホステスの目の前のテーブルに置いてある押収された太古の曲玉の現在の保管場所」について

曲玉は、押収前は元赤坂タワーズの被告人居宅のリビングルームにある、ショーケースの中(3段目)にありました。別添の縦の写真の矢印で示したものです。

なお、先に請求書とともにお送りした写真に写っている外人ホステスの前のテーブルが、今回添付した写真の中央に写っているテーブルになります。

- 3 返還品リストについて

植弁護士によると、還付品のリストを求めたが交付されなかったとのことです(別添陳述書参照)。

いまだ、被告人のもとには、さまざまな貴重品が還付されておられません。

一例として、いわゆるお宝紙幣（造幣局の札番号が111111の1並びや7777777、888888、000001などの番号の新旧1万円札紙幣、新旧5千円札紙幣、新旧千円札紙幣その多くは1万円札紙幣で合計数百枚）があります。紙幣は、元赤坂タワーズの被告人居宅書斎窓際にあった家具（添付した横写真矢印の部分）にありましたが、これまで返還されておられません。

なお、貴重品の還付については、北川秀二弁護士が還付を受けておりますが、その際作成された還付請書の写しにも、これらのお宝紙幣はありません。
(別添資料参照)

以 上

309-(2)



309-③

